

琵琶湖に係る湖沼水質保全計画関連事業の第5期・第6期対照表

第5期湖沼計画	第6期湖沼計画																																												
<p>3. 水質の保全に資する事業 生活排水対策等として、下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ、農業集落排水施設、浄化槽等各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、高度処理等による生活排水処理水の一層の汚濁負荷低減を図ります。 また、廃棄物処理施設の整備、湖沼の浄化対策等を実施します。</p> <p>(1) 下水道の整備 これまで琵琶湖の水質保全を図るため、生活排水等に係る汚濁負荷の削減対策として、下水道の整備を中心に実施してきました。 指定地域内における下水道の整備状況は、<u>平成17年度末</u>において「湖南中部」「東北部」「湖西」および「高島」の4処理区からなる琵琶湖流域下水道、大津市、近江八幡市、甲賀市および高島市の単独公共下水道が事業実施されており、その全てで終末処理場が稼働しています。また、これらの全ての終末処理場で高度処理を行っています。<u>平成17年度末</u>における指定地域内処理人口は<u>101万7千人</u>、指定地域内普及率は<u>80.4%</u>に達しました。今後も面的整備を進め、計画期間内においては、下表のとおり下水道の整備を進めます。 また、処理場で発生する汚泥を有効利用するとともに、各流域下水道終末処理場で新たに増設<u>ならびに</u>改築する施設については窒素の超高度処理を導入します。大津市内の公共下水道のうち合流式で整備された区域については、雨天時越流水対策を進めます。</p> <table border="1" data-bbox="197 874 1052 1161"> <caption>下水道整備計画</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>実施主体</th> <th>現状（平成17年度）</th> <th>目標（平成22年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">下水道の整備</td> <td rowspan="4">県、市町</td> <td>指定地域内行政人口</td> <td>指定地域内行政人口</td> </tr> <tr> <td><u>126万4千人</u></td> <td><u>130万4千人</u></td> </tr> <tr> <td>指定地域内処理人口</td> <td>指定地域内処理人口</td> </tr> <tr> <td><u>101万7千人</u> (<u>101万7千人</u>)</td> <td><u>111万6千人</u> (<u>111万6千人</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>指定地域内普及率</td> <td>指定地域内普及率</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>80.4%</u></td> <td><u>85.6%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>*（ ）書きは、COD、窒素、りんについての高度処理（内数）</p> <p>(2) その他の生活排水処理施設の整備 ① <u>農業集落排水施設の整備</u> 指定地域内における農業集落排水施設の整備状況は、<u>平成17年度末</u>において、処理人口で<u>16万人</u>です。 今後の農業集落排水施設の整備は、<u>計画期間内に下表のとおり進めるとともに</u>、窒素は全処</p>		実施主体	現状（平成17年度）	目標（平成22年度）	下水道の整備	県、市町	指定地域内行政人口	指定地域内行政人口	<u>126万4千人</u>	<u>130万4千人</u>	指定地域内処理人口	指定地域内処理人口	<u>101万7千人</u> (<u>101万7千人</u>)	<u>111万6千人</u> (<u>111万6千人</u>)			指定地域内普及率	指定地域内普及率			<u>80.4%</u>	<u>85.6%</u>	<p>5. 水質の保全に資する事業 生活排水対策等として、下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ、農業集落排水施設、浄化槽等各種生活排水処理施設の整備<u>および適正な維持管理に努める</u>とともに、高度処理等による生活排水処理水の一層の汚濁負荷低減を図ります。 また、廃棄物処理施設の整備、湖沼の浄化対策等を実施します。</p> <p>(1) 下水道の整備 これまで琵琶湖の水質保全を図るため、生活排水等に係る汚濁負荷の削減対策として、下水道の整備を中心に実施してきました。 指定地域内における下水道の整備状況は、<u>平成22年度末</u>において「湖南中部」「東北部」「湖西」および「高島」の4処理区からなる琵琶湖流域下水道、大津市、近江八幡市、甲賀市および高島市の単独公共下水道が事業実施されており、その全てで終末処理場が稼働しています。また、これらの全ての終末処理場で高度処理を行っています。<u>平成22年度末</u>における指定地域内処理人口は<u>118万6千人</u>、指定地域内普及率は<u>86.4%</u>に達しました。今後も面的整備を進め、計画期間内においては、下表のとおり下水道の整備を進めます。 また、処理場で発生する汚泥を有効利用するとともに、各流域下水道終末処理場で新たに増設<u>または</u>改築する施設については、<u>窒素の超高度処理を導入します</u>。大津市内の公共下水道のうち合流式で整備された区域については、雨天時越流水対策を進めます。</p> <table border="1" data-bbox="1178 874 2033 1161"> <caption>下水道整備計画</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>実施主体</th> <th>現状（平成22年度）</th> <th>目標（平成27年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">下水道の整備</td> <td rowspan="4">県、市町</td> <td>指定地域内行政人口</td> <td>指定地域内行政人口</td> </tr> <tr> <td><u>137万2千人</u></td> <td><u>137万3千人</u></td> </tr> <tr> <td>指定地域内処理人口</td> <td>指定地域内処理人口</td> </tr> <tr> <td><u>118万6千人</u> (<u>118万6千人</u>)</td> <td><u>122万6千人</u> (<u>122万6千人</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>指定地域内普及率</td> <td>指定地域内普及率</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>86.4%</u></td> <td><u>89.3%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>*（ ）書きは、COD、窒素、りんについての高度処理（内数）</p> <p>(2) その他の生活排水処理施設の整備 ① <u>農業集落排水施設の整備</u> 指定地域内における農業集落排水施設の整備状況は、<u>平成22年度末</u>において、<u>整備人口で10万8千人</u>です。 今後の農業集落排水施設においては、<u>継続して</u>窒素は全処理施設で、りんは琵琶湖に近接し</p>		実施主体	現状（平成22年度）	目標（平成27年度）	下水道の整備	県、市町	指定地域内行政人口	指定地域内行政人口	<u>137万2千人</u>	<u>137万3千人</u>	指定地域内処理人口	指定地域内処理人口	<u>118万6千人</u> (<u>118万6千人</u>)	<u>122万6千人</u> (<u>122万6千人</u>)			指定地域内普及率	指定地域内普及率			<u>86.4%</u>	<u>89.3%</u>
	実施主体	現状（平成17年度）	目標（平成22年度）																																										
下水道の整備	県、市町	指定地域内行政人口	指定地域内行政人口																																										
		<u>126万4千人</u>	<u>130万4千人</u>																																										
		指定地域内処理人口	指定地域内処理人口																																										
		<u>101万7千人</u> (<u>101万7千人</u>)	<u>111万6千人</u> (<u>111万6千人</u>)																																										
		指定地域内普及率	指定地域内普及率																																										
		<u>80.4%</u>	<u>85.6%</u>																																										
	実施主体	現状（平成22年度）	目標（平成27年度）																																										
下水道の整備	県、市町	指定地域内行政人口	指定地域内行政人口																																										
		<u>137万2千人</u>	<u>137万3千人</u>																																										
		指定地域内処理人口	指定地域内処理人口																																										
		<u>118万6千人</u> (<u>118万6千人</u>)	<u>122万6千人</u> (<u>122万6千人</u>)																																										
		指定地域内普及率	指定地域内普及率																																										
		<u>86.4%</u>	<u>89.3%</u>																																										

理施設で、りんは琵琶湖に近接した処理施設等で高度処理の整備を進めます。

農業集落排水施設整備計画

	実施主体	現状 (平成17年度)	目標 (平成22年度)
農業集落排水施設の整備	東近江市 多賀町 木之本町	整備集落数	整備集落数
		400集落	409集落
		[400集落]	[409集落]
		{97集落}	{105集落}
整備人口	整備人口		
16万人	16万2千人		
[16万人]	[16万2千人]		
{4万人}	{4万2千人}		

* [] 書きは、窒素についての高度処理 (内数)

* { } 書きは、りんについての高度処理 (内数)

② 浄化槽等の整備

指定地域内における浄化槽の整備状況は、平成17年度末の処理人口では16万5千人です。滋賀県では、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」に基づき、各市町において生活排水対策を推進するとともに、下水道整備区域外の区域では集落単位の整備や高度処理型浄化槽の設置を促進します。

(注：改正浄化槽法 (平成13年4月1日施行) では、従来の合併処理浄化槽のみを浄化槽と定義しています。)

浄化槽整備計画

	実施主体	現状 (平成17年度)	目標 (平成22年度)
浄化槽の整備	市町	整備基数	整備基数
		28,479基	30,279基
		整備人口	整備人口
16万5千人	16万9千人		

* 整備基数、処理人口は新增設分の累計

なお、浄化槽汚泥等を処理するし尿処理施設は、処理能力で1,430kl/日であり、そのすべてにおいて高度処理が実施されています。

(3) 廃棄物処理施設の整備

廃棄物の適正な処理を推進するため廃棄物処理施設を整備し、不法投棄等に起因する水質汚濁の防止を図ります。一般廃棄物処理施設は、計画期間内に下表のとおり整備します。

た処理施設等で高度処理による処理水の汚濁負荷低減を図ります。

農業集落排水施設整備計画

	実施主体	現状 (平成22年度)	目標 (平成27年度)
農業集落排水施設の整備	市町	整備集落数	適正な維持管理に努める。
		407集落	
		[407集落]	
		{105集落}	
整備人口	整備人口		
10万8千人	10万8千人		
[10万8千人]	[10万8千人]		
{4万2千人}	{4万2千人}		

* [] 書きは、窒素についての高度処理 (内数)

* { } 書きは、りんについての高度処理 (内数)

② 浄化槽等の整備

指定地域内における浄化槽の整備状況は、平成22年度末の処理人口では9万2千人です。滋賀県では、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」に基づき、各市町において生活排水対策を推進するとともに、下水道整備区域外の区域では集落単位の整備や高度処理型浄化槽の設置を促進します。

(注：改正浄化槽法 (平成13年4月1日施行) では、従来の合併処理浄化槽のみを浄化槽と定義しています。)

浄化槽整備計画

	実施主体	現状 (平成22年度)	目標 (平成27年度)
浄化槽の整備	市町	整備基数	新規整備基数
		(集計中)基	1,200基
		整備人口	新規整備人口
9万2千人	3千人		

なお、浄化槽汚泥等を処理するし尿処理施設は、処理能力で1,224kl/日であり、そのすべてにおいて高度処理が実施されています。

(3) 廃棄物処理施設の整備

廃棄物の適正な処理を推進するため廃棄物処理施設を整備し、不法投棄等に起因する水質汚濁の防止を図ります。一般廃棄物処理施設は、計画期間内に下表のとおり整備します。

一般廃棄物処理施設整備計画

	事業主体	現状（平成17年度）	目標（平成22年度）
ごみ処理施設	中部清掃組合	17施設1,698t/日	18施設1,878t/日
リサイクルプラザ （粗大ごみ処理施設）	大津市、 中部清掃組合	15施設396t/日	17施設408t/日
埋立処分地施設 （最終処分場）	二	27施設102万2千m ³	27施設102万2千m ³

* 目標の数字は現況に計画期間内に竣工予定の施設分を加えたもの

(4) 湖沼の浄化対策

湖沼の浄化対策として以下の対策を実施します。

① 浚渫（しゅんせつ）による底質改善対策

木浜内湖において、浚渫による底質改善対策を実施します。

② 水草等の除去

琵琶湖の沿岸部の水草の大量繁茂水域等において水草等の刈り取りを実施します。また、水草除去を実施する市町へは必要に応じ補助を行います。

4. 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制

水質汚濁防止法等に基づき、日平均排水量が一定規模以上の特定事業場に対し、排水基準を

一般廃棄物処理施設整備計画

	事業主体	現状（平成22年度）	目標（平成27年度）
ごみ処理施設	大津市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市	14施設1,569t/日	15施設1,626t/日
粗大ごみ処理施設	近江八幡市、草津市、野洲市、湖北広域行政事務センター	12施設346t/日	13施設312t/日
資源化施設	大津市、近江八幡市、草津市、野洲市、湖北広域行政事務センター	19施設155t/日	21施設209t/日
最終処分場	大津市、高島市、湖北広域行政事務センター	15施設135万7千m ³	17施設186万3千m ³

(4) 湖沼の浄化対策

湖沼の浄化対策として以下の対策を実施します。

→ 5 (5)へ移動

① 水草等の除去

琵琶湖の沿岸部の水草の大量繁茂水域等において湖流の回復等を図るため、水草等の刈り取りを実施します。また、水草除去を実施する市町へは必要に応じ補助を行います。

② 窪地の埋め戻し

湖底環境の改善を図るため、湖底の窪地の埋め戻しを実施します。

(5) 流入河川等の浄化対策

流入河川等の浄化対策として以下の対策を実施します。

① 内湖の浄化対策

琵琶湖周辺に分布する内湖の水質浄化機能の回復を図るため、水質が悪化した内湖のうち、木浜内湖や平湖、柳平湖、西の湖において、浚渫等による底質改善対策を実施します。

② 河川の浄化対策

琵琶湖に流入する河川の水質浄化を図るため、新守山川および法竜川の河口部において、出水時に貯留兼沈殿池等を活用して汚濁物の自然沈降を促す浄化施設を整備・検討します。

また、生態系に配慮した多自然河川づくりによる河川改修を進めます。

6. 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制等

水質汚濁防止法に基づき、国では日平均排水量が50m³以上の特定事業場に対し、排水基準を

<p>適用して<u>おり</u>、滋賀県では、日平均排水量10m³以上の特定事業場に対し、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等に<u>係る</u>上乗せ排水基準等を適用し、規制を実施しています。</p> <p>これらの排水規制については、引き続き対象事業場への立入検査等により、その遵守の徹底を図ります。併せて市町と連携しながら、水質汚濁防止法等に係る違法行為に対する指導取締りの徹底を図ります。</p> <p>② 汚濁負荷量の規制 化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量については、湖沼水質保全特別措置法に基づき、日平均排水量が50m³以上である湖沼特定事業場の<u>新增設に伴う汚濁負荷量規制基準を適用するとともに、新たに既設の事業場及び汚水処理施設に対しても汚濁負荷量規制基準を適用することとし</u>、その遵守の徹底を図ります。</p> <p>③ 指導等 排水規制の対象外となる工場・事業場に対しては、必要に応じ汚水又は廃液の処理方法の改善等の指導を行うとともに、下水道の供用区域内の工場・事業場に対しては、下水道への接続を促します。</p> <p>(2) 生活排水対策</p> <p>① 水質汚濁防止法等に基づく生活排水対策の促進 滋賀県では、県内全域を生活排水対策重点地域に指定し、各市町の「生活排水対策推進計画」に基づく対策とともに、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」によって義務づけた浄化槽(合併処理浄化槽)の設置を促進します。</p> <p>② 下水道への接続の促進 生活排水に係る汚濁負荷削減対策として、下水道の供用区域では<u>水洗化の促進が重要であるとの認識の浸透を図り、下水道供用区域では遅滞なく生活排水を下水道に流入させるよう、地域住民に対する啓発、指導の徹底等に努めます。</u></p> <p>③ 浄化槽の適正な設置、管理の確保 滋賀県および京都市は、区域内の浄化槽について、浄化槽法および建築基準法に基づく適正な設置の確保ならびに浄化槽法に基づく保守点検、清掃および法定検査の実施等による適正な管理の確保を図ります。 京都府においては、京都市が浄化槽の適正な設置および適正な管理の確保のための指導等を行います。</p> <p>④ 水環境への負荷の少ないライフスタイルの確立 これまでの大量消費型の生活様式を見直し、環境に配慮した生活習慣を身につける運動を促進する中で、一人ひとりが身近な水環境に関心を持ち、家庭からの汚濁物質の排出を低減するなど、水環境への負荷の少ないライフスタイルの確立に努めます。</p>	<p>適用して<u>いますが</u>、滋賀県では、日平均排水量10m³以上の特定事業場に対し、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等に<u>ついて</u>上乗せ排水基準等を適用し、規制を実施<u>します</u>。 <u>また、有害物質を貯蔵する施設等を有する事業場に対し、地下水汚染を未然に防止するため、施設の構造について規制するとともに、事業場自らが定期点検することを義務付けます。</u> これらの排水規制等の遵守徹底を図るため、対象事業場への立入検査、<u>届出指導の徹底等を実施します。立入検査にあたっては、必要に応じ市町と連携を図っていきます。</u></p> <p>②汚濁負荷量の規制 化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量については、湖沼水質保全特別措置法に基づき、日平均排水量が50m³以上である湖沼特定事業場<u>に対し、汚濁負荷量規制基準を適用し</u>、その遵守の徹底を図ります。</p> <p>③指導等 排水規制の対象外となる工場・事業場に対しては、必要に応じ汚水又は廃液の処理方法の改善等の指導を行うとともに、下水道の供用区域内の工場・事業場に対しては、下水道への接続を促します。</p> <p>(2) 生活排水対策</p> <p>①水質汚濁防止法等に基づく生活排水対策の促進 滋賀県では、県内全域を生活排水対策重点地域に指定し、各市町の「生活排水対策推進計画」に基づく対策とともに、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」によって義務づけた浄化槽(合併処理浄化槽)の設置を促進します。</p> <p>②下水道への接続の促進 <u>滋賀県は</u>、生活排水に係る汚濁負荷削減対策として、下水道の供用区域では遅滞なく生活排水を下水道に流入させるよう、<u>各市町が行う接続率向上に向けた啓発、指導の取り組みに対して支援を行います。</u></p> <p>③浄化槽の適正な設置、管理の確保 滋賀県および京都市は、区域内の浄化槽について、浄化槽法および建築基準法に基づく適正な設置の確保ならびに浄化槽法に基づく保守点検、清掃および法定検査の実施等による適正な管理の確保を図ります。 京都府においては、京都市が浄化槽の適正な設置および適正な管理の確保のための指導等を行います。</p> <p>④水環境への負荷の少ないライフスタイルの確立 これまでの大量消費型の生活様式を見直し、環境に配慮した生活習慣を身につける運動を促進する中で、一人ひとりが身近な水環境に関心を持ち、<u>節水に努めることや家庭からの汚濁物質の排出を低減するなど、水環境への負荷の少ないライフスタイルの確立を推進するために、CO₂削減環境家計簿の普及</u>に努めます。</p>
--	--

(3) 畜産に係る汚濁負荷対策

滋賀県は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」および「滋賀県畜産公害防止基本対策要綱」等に基づき、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」により、家畜排せつ物の管理の適正化を図ります。また、耕種農家と畜産農家の連携を進め、稲わら等地域の有機性資源の有効利用と堆肥等の利用促進を図り、有機質資源循環システムを構築することにより、家畜ふん尿の土壌還元を促進し、畜産系からの汚濁負荷量を削減します。

京都府においては、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」および「京都府環境保全型畜産確立基本方針」に基づき、耕種農家との連携のもとに堆肥化等による家畜ふん尿の土壌還元を促進を図ります。

① 家畜排せつ物の適正管理と利用促進

家畜排せつ物の循環利用を促進し、畜産系からの水質汚濁負荷の削減を図るため、畜産農家における家畜排せつ物の適正な管理を確保するとともに、堆肥化処理を推進し、耕種農家における積極的な活用を促進します。

家畜排せつ物の堆肥化計画

	<u>現状（平成17年度）</u>	<u>目標（平成22年度）</u>
<u>家畜排せつ物の適正管理と利用促進</u>	<u>家畜排せつ物の堆肥化率</u> 81%	<u>家畜排せつ物の堆肥化率</u> 93%

② 畜舎の管理の適正化

指定施設および準用指定施設である畜舎については、構造および使用方法に関する規制基準の遵守の徹底を図ります。特に滋賀県では、引き続き日平均排水量10m³以上の畜舎について排水規制を実施します。

また、これらの規制の対象外となる畜舎については、必要に応じ施設の改善や適正管理等の指導を行います。

(4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策

魚類の養殖用施設については、飼料の投与、へい死魚の適正処理等、必要に応じて指導等を行います。

(5) 流出水対策

① 農業地域対策

滋賀県では、水質への負荷を削減するため、国の農業環境規範に、県独自に「水田からの農業濁水の流出防止」の事項を追加し、農業者等自らこれに基づく生産活動と、その点検の定着を進めます。

また、「滋賀県環境こだわり農業推進条例」および「しがの農業・水産業新戦略プラン」に基づき、化学合成農薬、化学肥料の使用量が慣行より相当程度下回り、農業排水の適正管理等、

(3) 畜産に係る汚濁負荷対策

滋賀県は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」および「滋賀県畜産公害防止基本対策要綱」等に基づき、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」により、家畜排せつ物の管理の適正化を図ります。また、耕種農家と畜産農家の連携を進め、稲わら等地域の有機性資源の有効利用と堆肥等の利用促進を図り、有機質資源循環システムを構築することにより、家畜ふん尿の土壌還元を促進し、畜産系からの汚濁負荷量を削減します。

京都府においては、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」および「京都府環境保全型畜産確立基本方針」に基づき、耕種農家との連携のもとに堆肥化等による家畜ふん尿の土壌還元を促進を図ります。

① 家畜排せつ物の適正な管理

家畜排せつ物の循環利用を促進し、畜産系からの水質汚濁負荷の削減を図るため、畜産農家に対して家畜排せつ物の適正管理の指導を行います。

② 畜舎の管理の適正化

指定施設および準用指定施設である畜舎については、構造および使用方法に関する規制基準の遵守の徹底を図ります。滋賀県では、引き続き日平均排水量10m³以上の畜舎について排水規制を実施します。

また、これらの規制の対象外となる畜舎については、必要に応じ施設の改善や適正管理等の指導を行います。

(4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策

魚類の養殖用施設については、飼料の投与、へい死魚の適正処理等、必要に応じて指導等を行います。

(5) 流出水対策

① 農業地域対策

滋賀県では、水質への負荷を削減するため、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」として、農業者等地域が主体となって、農地や農業用水等の資源やそれを取り巻く環境の保全と適正な管理の定着を進めます。

また、「滋賀県環境こだわり農業推進条例」および「しがの農業・水産業新戦略プラン」に基づき、化学合成農薬、化学肥料の使用量が慣行より相当程度下回り、農業排水の適正管理等、

環境との調和に配慮して栽培される環境こだわり農業をさらに推進します。

特に、知事と協定を締結し、化学合成農薬、化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、農業排水対策など、環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を「環境こだわり農産物」として認証する制度、さらには生産にかかる掛かり増し経費に「環境農業直接支払い交付金」を交付する制度により、農業者等の主体的な取組を拡大します。また、環境こだわり農業の推進に必要な新たな技術を滋賀県農業技術振興センターを中心に開発し、農業者等への普及定着を図ります。

また、農業と環境との調和に配慮するため、「みずすまし構想」に基づき、農業用水の循環かんがい施設、反復利用のための施設や浄化池、多自然型水路等の整備を進め、水質浄化を図ります。

さらに、窒素循環により水環境に対する負荷を軽減するため、農村地域に豊富に存在するもみ殻、家畜ふん尿、生ごみ、農村集落排水処理施設から発生する汚泥など、生物由来の有機性資源を利活用する資源循環型システムの構築を進める市町を支援します。

京都府においては「京都府における環境にやさしい農業推進基本方針」ならびに「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、営農の実情に即した、適正な施肥、田面水の適正な管理等を図ります。

② 市街地対策

降雨等に伴い道路や市街地から流出する負荷に関しては、地域住民の協力のもと小水路等の清掃を行います。また、街路歩道の透水性舗装や公共施設における雨水の貯留浸透施設の整備、雨水排水の地下浸透工法の活用による河川への汚濁負荷の流出抑制に努めます。

また、滋賀県では市街地の排水を一部貯留し、沈殿等により浄化する市街地排水浄化事業を守山栗東雨水幹線整備事業に併せて実施します。

③ 流入河川等の直接浄化

滋賀県は、琵琶湖に流入する河川の水質浄化を図るため、天神川、山賀川および堀川等の河口部において、一時貯留や内湖を活用した浄化施設を設置します。また、河川改修においては、生態系に配慮した多自然川づくりを進めることにより水質環境の改善を図ります。

また、琵琶湖周辺に分布し水質の悪化が著しい内湖の水質浄化を図るため、平湖、柳平湖や西の湖において浚渫等を実施するとともに、植生浄化など自然浄化機能の向上に向けた対策を実施します。

④ 自然地域対策

森林等自然地域から降雨等に伴い流出する負荷に関しては、実態把握に努めつつ、土壌浸食や崩壊による汚濁負荷の流出を防止するために自然地域の適正な管理に努めます。

⑤ 流出水対策地区における重点的な対策の実施

湖沼水質保全特別措置法第25条～第28条の規定に基づき、流出水対策地区として赤野井湾流域を指定し、流出水対策推進計画を定めるとともに、同計画に基づき重点的な対策を実施します。なお、赤野井湾流域の流出水対策推進計画は第3章に示すとおりです。

環境との調和に配慮して栽培される「環境こだわり農業」をさらに推進し、化学合成農薬、化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、農業排水対策など、環境への負荷を削減する技術で生産された「環境こだわり農産物」の生産拡大を図ります。

また、農業と環境との調和に配慮するため、「みずすまし構想」に基づき、農業用水の循環かんがい施設、反復利用のための施設や浄化池、多自然型水路等の整備を進め、水質浄化を図ります。

さらに、窒素循環により水環境に対する負荷を軽減するため、農村地域に豊富に存在するもみ殻、家畜ふん尿、生ごみ、農村集落排水処理施設から発生する汚泥など、生物由来の有機性資源を利活用する資源循環型システムの構築を進める市町を支援します。

京都府においては「京都府における環境にやさしい農業推進基本方針」ならびに「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、営農の実情に即した、適正な施肥、田面水の適正な管理等を図ります。

②市街地対策

降雨等に伴い道路や市街地から流出する負荷に関しては、地域住民の協力のもと小水路等の清掃を行います。また、歩道の透水性舗装や公共施設における雨水の貯留浸透施設の整備、雨水排水の地下浸透工法の活用による河川への汚濁負荷の流出抑制に努めます。

また、下水道事業の一環として、草津市、守山市の一部地域において、市街地からの雨水排水を一部貯留し、沈殿等により浄化する市街地排水浄化対策施設を設置しており、この施設の運用を行います。

→ 5 (5)へ移動

③自然地域対策

森林等自然地域から降雨等に伴い流出する負荷に関しては、実態把握に努めつつ、土壌浸食や崩壊による汚濁負荷の流出を防止するために自然地域の適正な管理に努めます。

④流出水対策地区における重点的な対策の実施

湖沼水質保全特別措置法第25条～第28条の規定に基づき、流出水対策地区として赤野井湾流域を指定し、流出水対策推進計画を定めるとともに、同計画に基づき重点的な対策を実施します。なお、赤野井湾流域の流出水対策推進計画は第3章に示すとおりです。

<p>(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護</p> <p>① 緑地の保全</p> <p><u>ア 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域内に存在する森林、農地等の緑地については、その生態系を構成する動植物、土壌等による水質保全上の機能に着目し、このような自然の有する機能を研究するなどの取組みを図ります。</u></p> <p><u>イ 指定地域内の緑地については、湖沼計画中の各種汚濁源対策等とあいまって琵琶湖の水質の保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、森林法、都市計画法、都市緑地法、河川法等の関係諸制度的確な運用を通じて配意し、指定地域内の緑地の保全に努めます。</u></p> <p>② 湖辺の自然環境の保護</p> <p>滋賀県では、湖辺のヨシについては、琵琶湖の環境保全のための多様な機能を果たしていることから、「琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」による「ヨシ群落保全基本計画」に基づき、地域の自然的条件等を十分把握し、効果的な方法により<u>自然再生整備を行うとともに</u>、ヨシ刈りや清掃等のヨシ群落の維持管理事業を実施し、ヨシ群落の保全を図ります。<u>また、長浜市と湖北町の湖辺の一部において、琵琶湖湖北地域ヨシ群落自然再生事業を実現します。</u></p> <p>さらに、琵琶湖周辺の自然公園地域等に設置されたトイレの浄化施設の改良を行います。</p> <p>5. その他水質保全のために必要な措置</p> <p>(1) 公共用水域の水質監視</p> <p>滋賀県および国等は、琵琶湖の水質状態を的確に把握するため、引き続き琵琶湖の47地点および流入出河川の30地点において、水質の監視、測定を行います。</p> <p>また、滋賀県では動植物プランクトンについての調査を行い、湖内の生態系の面から富栄養化等の水質動向を把握します。</p> <p>なお、琵琶湖および流域のモニタリングについて、より適切な水質監視の観点から、<u>その基本計画および実施計画を策定する</u>とともに、既存のモニタリングの具体的な改善を順次進めます。</p> <p><u>(2) 水生生物の保全に係る水質環境基準類型指定</u></p> <p><u>環境基本法に基づく水質環境基準として新たに追加された水生生物の保全の観点から、県内の河川の類型指定を進めます。</u></p> <p>(3) 調査研究の推進</p> <p>琵琶湖内の物質挙動等の水質汚濁メカニズム、琵琶湖への汚濁物質の流入メカニズム、北湖での生態系変動等に関して、滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター、国関係機関、(財)琵琶湖・淀川水質保全機構等において調査研究を促進します。</p> <p>滋賀県では、琵琶湖でのCODとBODの乖離現象、水草の大量繁茂、外来魚の増加、湖底の泥質化や低酸素化等、顕在化する様々な問題に対応するために、琵琶湖の水質汚濁・生態系メカニズム解明調査を実施するなど、以下の調査研究等を推進します。</p>	<p>(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護</p> <p>① 緑地の保全</p> <p>指定地域内の緑地については、湖沼計画中の各種汚濁源対策等とあいまって琵琶湖の水質の保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、森林法、都市計画法、都市緑地法、河川法等の関係諸制度的確な運用を通じて配意し、指定地域内の緑地の保全に努めます。</p> <p>② 湖辺の自然環境の保護</p> <p>滋賀県では、湖辺のヨシについては、琵琶湖の環境保全のための多様な機能を果たしていることから、「琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」による「ヨシ群落保全基本計画」に基づき、地域の自然的条件等を十分把握し、効果的な方法により、<u>ヨシ刈りや清掃等のヨシ群落の維持管理事業を実施し、ヨシ群落の保全・再生を図ります。また、野洲市において、琵琶湖ヨシ群落自然再生事業を実施します。</u></p> <p>さらに、琵琶湖周辺の自然公園地域等に設置されたトイレの浄化施設の改良を行います。</p> <p>7. その他水質保全のために必要な措置</p> <p>(1) 公共用水域の水質監視</p> <p>滋賀県および国等は、琵琶湖の水質状態を的確に把握するため、引き続き琵琶湖の51地点および流入出河川の33地点において、水質の監視、測定を行います。</p> <p>また、滋賀県では動植物プランクトンについての調査を行い、湖内の生態系の面から富栄養化等の水質動向を把握します。</p> <p>なお、琵琶湖および流域のモニタリングについて、より適切な水質監視の観点から、<u>実施計画の改定を図る</u>とともに、既存のモニタリングの具体的な改善を順次進めます。</p> <p>(2) 調査研究の推進</p> <p>琵琶湖内の物質挙動等の水質汚濁メカニズム、琵琶湖への汚濁物質の流入メカニズム、<u>琵琶湖</u>での生態系変動等に関して、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター、国関係機関、<u>財団法人</u>琵琶湖・淀川水質保全機構等において調査研究を促進します。</p> <p>滋賀県では、琵琶湖でのCODが<u>低下しないこと</u>や水草の大量繁茂、外来魚の増加、湖底の泥質化や低酸素化等、顕在化する様々な問題に対応するために、琵琶湖の水質汚濁・生態系メカニズム解明調査を実施するなど、以下の調査研究等を推進します。</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖における難分解性有機物の発生メカニズムおよび対策のための調査・検討を進めます。また、この調査結果を踏まえ、有機汚濁の新たな指標の<u>可能性についても</u>検討を進めます。 ・琵琶湖における生態系の変動要因を解明するための調査研究を進めます。 ・「琵琶湖流域統合管理モデル」により、施策の実施による水質改善効果を予測・評価するとともに、水質汚濁メカニズムの解明にあっても効果的に活用します。 ・流出水対策地区制度を推進するための調査を実施します。 ・水質汚濁メカニズムを解明するため、赤野井湾流域をモデル地域として、流域、湖辺、湖内の総合的な調査・解析を実施します。 ・<u>流域下水道終末処理場におけるオゾン・生物活性炭処理法を中心とした超高度処理の実証的な検討を進めます。</u> ・琵琶湖の環境保全に資する森林づくりの<u>あり方</u>に関する調査研究を実施します。 ・<u>環境こだわり農業の水質保全効果を評価するための調査を実施します。</u> ・平成4年度から10年度にわたり実施した赤野井湾の底質改善事業（汚泥の浚渫、覆砂）の効果を評価するため、赤野井湾の底質や底生生物等のモニタリングを継続します。 <p>(4) 自然生態系の保全と自然浄化機能の回復</p> <p>① <u>森林・農地等の保全と利用</u> 森林や農地の持つ水源かん養機能や水質浄化機能等に着目し、生態系の保全と自然浄化機能の回復を図るため、里山林や棚田、河畔林、急傾斜地の保全・確保を積極的に取り組むとともに、その適正な利用と管理を通して、これらの土地形態が持つ機能の維持・増進を図ります。</p> <p>② <u>流域における対策</u> 滋賀県は、農村地域を中心に、<u>内湖や</u>ため池等の多様な生態系の保全・回復を図るとともに、自然浄化機能を活用した浄化対策を推進します。</p> <p>③ <u>湖辺における対策</u> 滋賀県は、湖辺におけるヨシ群落の保全と植栽および自然湖岸の再生など、多様な生態系を活かした湖沼環境の保全と回復に資する事業を展開します。 また、最も生物の多様性に富み、生息の場である湖辺において、ビオトープネットワークの拠点等を確保することにより、良好な自然生態系を保全・再生するとともに、環境学習等の場として活用を図ります。</p> <p>④ <u>湖沼生態の保全と回復</u> 滋賀県は、琵琶湖の生態系等を保全、回復し、水質を保全するため、琵琶湖固有の魚類等の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖における難分解性有機物の発生メカニズムおよび対策のための調査・検討を進めます。また、この調査結果を踏まえ、<u>TOCなどの有機汚濁等の新たな指標による評価や必要な対策について</u>、検討を進めます。 ・琵琶湖における生態系の変動要因を解明するための調査研究を進めます。 ・「琵琶湖流域<u>水物質循環</u>モデル」により、施策の実施による水質改善効果を予測・評価するとともに、水質汚濁メカニズムの解明にあっても効果的に活用します。 ・流出水対策地区制度を推進するための調査を実施します。 ・水質汚濁メカニズムを解明するため、赤野井湾流域をモデル地域として、流域、湖辺、湖内の総合的な調査・解析を実施します。 ・琵琶湖の環境保全に資する森林づくりに関する調査研究を実施します。 ・平成4年度から10年度にわたり実施した赤野井湾の底質改善事業（汚泥の浚渫、覆砂）の効果を評価するため、赤野井湾の底質や底生生物等のモニタリングを継続します。 ・<u>良好な漁場の保全を図るために、漁場の悪化要因究明の調査研究や在来魚介類資源の回復に向けた技術開発研究を実施します。</u> <p>(3) 自然生態系の保全と自然浄化機能の回復</p> <p>① <u>森林・農地等の保全と利用</u> 森林や農地の持つ水源かん養機能や水質浄化機能等に着目し、生態系の保全と自然浄化機能の回復を図るため、里山林や棚田、河畔林、急傾斜地の保全・確保を積極的に取り組むとともに、その適正な利用と管理を通して、これらの土地形態が持つ機能の維持・増進を図ります。</p> <p>② <u>流域における対策</u> 滋賀県は、農村地域を中心に、ため池等の多様な生態系の保全・回復を図るとともに、自然浄化機能を活用した浄化対策を推進します。 <u>また、「魚のゆりかご水田プロジェクト」として、魚類の産卵等の場となる水田と琵琶湖とのつながりを形成するため、魚類が遡上しやすい魚道づくり等を実施します。</u></p> <p>③ <u>湖辺における対策</u> 滋賀県は、湖辺におけるヨシ群落の保全と植栽および自然湖岸の再生、<u>砂浜の保全</u>など、多様な生態系を活かした湖沼環境の保全と回復に資する事業を展開します。 また、最も生物の多様性に富み、生息の場である湖辺において、ビオトープネットワークの拠点等を確保することにより、良好な自然生態系を保全・再生するとともに、環境学習等の場として活用を図ります。</p> <p>④ <u>湖沼生態系の保全と回復</u> 滋賀県は、琵琶湖の生態系等を保全、回復し、水質を保全するため、琵琶湖固有の魚類等の</p>
---	---

<p>種苗の湖沼への放流や、在来生物に影響を及ぼすブルーギル等の外来魚の駆除や繁殖抑制に努めるとともにニゴロブナなど魚類の重要な産卵繁殖場であるヨシ帯の造成事業を実施します。</p> <p>また、漁場環境の再生を図るため、水草の大量繁茂により湖底の泥質化、溶存酸素濃度の低下など、漁場としての機能が低下している南湖や西の湖において、水草の除去と湖底耕耘を実施します。</p> <p>(5) 地域住民等の協力の確保等 水質の保全に向けて地域住民等の協力の確保等を図るため、次の支援等を実施します。</p> <p>① 地域住民等の参画の促進 滋賀県においては、住民の意見を反映し地域の個性を活かした川づくりを進めるため、河川整備計画の策定に際して、<u>河川流域ごとに住民参加による「川づくり会議」</u>を開催します。また、農村の身近な地域環境の改善に取り組むグラウンドワーク活動や上流と下流の住民の交流と連携を進める森林ボランティア活動を支援します。 また、各界の協力による環境保全県民運動として、7月1日を「びわ湖の日」として琵琶湖を中心とした清掃美化活動を実施します。</p> <p>② 環境学習の推進と環境保全活動の支援 身近な環境に関心を持ち、環境について理解を深め、環境を守るための行動につながるような環境学習を推進するために<u>様々な支援を行うほか、環境保全活動のリーダー養成など環境保全活動の支援に努めます。</u></p> <p>③ 流域協議会活動の推進 マザーレイク21計画に基づき、流域ごとに設置された住民組織の流域協議会が行う、環境学習や交流事業、<u>情報誌の発行</u>などの取組みを支援します。</p> <p>④ 琵琶湖流域ネットワーク委員会活動の支援 滋賀県においては、琵琶湖の総合保全を推進するため、河川流域ごとに設置された流域協議会を核として、環境団体をはじめ、団体、企業、行政、個人等が進める地域の水環境保全のための取組みの支援を行い、流域内や流域を越えた琵琶湖を緩やかに取り囲むネットワークを構築することを目的として設立された「琵琶湖流域ネットワーク委員会」の活動を支援します。</p> <p>⑤ 啓発活動 湖沼計画を的確かつ円滑に遂行するため、国、府、県、市町、事業者、住民等が緊密に協力しながら計画の実施に当たるものとします。そのため、事業者、住民に対しての広報活動を通じて、琵琶湖の水質状況、本計画の趣旨、内容等の周知を図ります。また、広く水環境を守る生活実践活動を促進し、地域活動に対する指導や助言を行い、湖沼計画の実施に関して理解と協力を求めます。</p> <p>(6) 南湖における水質保全対策 南湖の富栄養化現象の著しい東岸部の3地域（赤野井湾、中間水路、浮舟）については、各</p>	<p>種苗の湖沼への放流や、在来生物に影響を及ぼすブルーギル等の外来魚の駆除や繁殖抑制に努めるとともにニゴロブナなど魚類の重要な産卵繁殖場であるヨシ帯の造成<u>や覆砂による砂地の造成</u>事業を実施します。</p> <p>また、漁場環境の再生を図るため、水草の大量繁茂により湖底の泥質化、溶存酸素濃度の低下など、漁場としての機能が低下している南湖において、水草の除去と湖底耕耘を実施します。</p> <p>(4) 地域住民等の協力の確保等 水質の保全に向けて地域住民等の協力の確保等を図るため、次の支援等を実施します。</p> <p>① 地域住民等の参画の促進 滋賀県においては、住民の意見を反映し地域の個性を活かした川づくりを進めるため、河川整備計画の策定に際して、<u>圏域ごとに住民説明会等</u>を開催します。また、農村の身近な地域環境の改善に取り組むグラウンドワーク活動や上流と下流の住民の交流と連携を進める森林ボランティア活動を支援します。 また、各界の協力による環境保全県民運動として、7月1日を「びわ湖の日」として琵琶湖を中心とした清掃美化活動を実施します。</p> <p>② 環境学習の推進と環境保全活動の支援 身近な環境に関心を持ち、環境について理解を深め、環境を守るための行動につながるような環境学習を推進するために<u>様々な支援を行います。</u></p> <p>③ 流域における住民活動への支援 <u>住民が目的意識を持ち、自発的に流域単位で横断的なネットワーク組織を立ち上げ、主体的な運営がなされるよう、情報の収集や発信などを通じその活動への支援を行います。</u></p> <p>④ 多様な主体の参画の促進 <u>多様な活動主体のつながりを広げ、新たな活動への展開を図るための情報や機会の提供とともに、マザーレイク21計画の進行管理における評価・提言を複層的に行う場となる「マザーレイクフォーラム」を開催し、多様な主体の琵琶湖総合保全活動への参画を促進します。</u></p> <p>⑤ 啓発活動 湖沼計画を的確かつ円滑に遂行するため、国、府、県、市町、事業者、住民等が緊密に協力しながら計画の実施に当たるものとします。そのため、事業者、住民に対しての広報活動を通じて、琵琶湖の水質状況、本計画の趣旨、内容等の周知を図ります。また、広く水環境を守る生活実践活動を促進し、地域活動に対する指導や助言を行い、湖沼計画の実施に関して理解と協力を求めます。</p> <p>(5) 南湖における水質保全対策 南湖の富栄養化現象の著しい東岸部の3地域（赤野井湾、中間水路、浮舟）については、各</p>
---	--

<p>種水質保全対策を連携しながら集中的に実施してきました。今後は新たな地区を含めて流入負荷削減を進めるとともに、更なる効果的・効率的な対策を検討します。</p> <p>(7) 南湖の再生プロジェクト 顕著な改善傾向が見られない水質状況や外来種の増加等の課題を抱えている南湖の再生を目的として、国等関係機関と連携しながら「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく南湖の再生プロジェクトを推進し、生物多様性の回復や水質の改善により生態系の回復を図ります。</p> <p>(8) 関係地域計画との整合 湖沼計画の実施に当たっては、指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸計画との整合性の確保を図るとともに、琵琶湖の水質保全に関する諸計画・制度の運用に当たっては、湖沼計画の推進に資するよう十分配慮します。</p> <p>(9) 事業者に対する助成 政府系金融機関による融資制度とともに、府、県および市町等の融資制度の活用により、事業者等による汚水処理施設の整備等を促進します。</p>	<p>種水質保全対策を連携しながら集中的に実施してきました。今後は<u>継続して流入負荷削減を進めるために、適正な維持管理に努めます。</u></p> <p>(6) 南湖の再生プロジェクト 顕著な改善傾向が見られない水質状況や外来種の増加等の課題を抱えている南湖の再生を目的として、国等関係機関と連携しながら「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく南湖の再生プロジェクトを推進し、生物多様性の回復や水質の改善により生態系の回復を図ります。</p> <p>(7) 関係地域計画との整合 湖沼計画の実施に当たっては、指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸計画との整合性の確保を図るとともに、琵琶湖の水質保全に関する諸計画・制度の運用に当たっては、湖沼計画の推進に資するよう十分配慮します。</p> <p>(8) 事業者に対する助成 政府系金融機関による融資制度とともに、府、県および市町等の融資制度の活用により、事業者等による汚水処理施設の整備等を促進します。</p>
--	--